(2)　対象短時間等労働者に対して対象認定実習併用職業訓練又は対象有期実習型訓練（座学等に限る。）を受ける期間について支払った賃金の額の三分の一（中小企業事業主にあっては、二分の一）の額（その額を当該算定の基礎となった賃金の支払に係る時間数で除して得た額が基本手当日額の最高額を当該事業主の事業所における所定労働時間数で除して得た額を超えるときは、基本手当日額の最高額を当該事業主の事業所における所定労働時間数で除して得た額に当該賃金の支払に係る時間数を乗じて得た額）

(3)　対象短時間等労働者一人につき、一の対象認定実習併用職業訓練又は一の対象有期実習型訓練（実習に限る。）の実施時間数に六百円を乗じて得た額（その額が四十万八千円を超えるときは、四十万八千円）

第百二十五条第二項第二号ト中「前号ハ(3)」を「前号ニ(2)」に改め、「（前号ハ(4)に該当する事業主である場合を除く。）」を削り、同号チを削り、同号リ中「前号ハ(5)」を「前号ニ(3)」に改め、「とする。」の下に「ただし、その数の合計とリに定める職業能力開発休暇を取得した者の数との合計が二十人を超える場合は、二十人とする。」を加え、同号リを同号チとし、同号ヌを削り、同号ル中「前号ハ(7)」を「前号ニ(4)」に改め、「（ヲの長期職業能力開発休暇を取得した者と同一の者を除く。）」を削り、「リ」を「チ」に、「厚生労働大臣の定める数」を「二十人」に改め、同号ルを同号リとし、同号ヲを削り、同号ワ中「前号ハ(9)」を「前号ニ(5)」に、「厚生労働大臣の定める額」及び「その定める額」を「十万円」に改め、同号ワを同号ヌとし、同号カを削り、同号ヨ中「前号ハ(11)」を「前号ニ(6)」に、「厚生労働大臣の定める額」及び「その定める額」を「十万円」に改め、同号ヨを同号ルとし、同号タ並びに同条第三項及び第四項を削り、同条第五項第一号中「第二項第一号イ(1)(i)及び(iii)」を「前項第一号イ(1)(i)及び(iii)」に改め、同項第二号イ柱書中「新分野進出等」を「新たな分野に係る事業の進出又は開始（以下この項において「新分野進出等」という。）」に改め、同イ(1)中「であつて、当該被保険者等に係る厚生労働大臣が定める書類を整備している者」を削り、同イ(2)中「第二項第一号イ(1)(iv)に該当する中小企業者であつて、」を削り、「同号ロ(2)(i)から(vi)までのいずれかに掲げる」を「当該事業主以外の者の行う」に改め、同号ロ(1)中「であつて、当該被保険者等に係る厚生労働大臣が定める書類を整備している者」を削り、同ロ(2)中「第二項第一号イ(1)(iv)に該当する中小企業者であつて、」を削り、「同号ロ(2)(i)から(vi)までのいずれかに掲げる」を「当該事業主以外の者の行う」に改め、同号ハ(1)中「及び附則第十七条の七第四項」及び「であつて、当該被保険者等に係る厚生労働大臣が定める書類を整備している者」を削り、同ハ(2)中「第二項第一号イ(1)(iv)に該当する中小企業者であつて、」を削り、「同号ロ(2)(i)から(vi)までのいずれかに掲げる」を「当該事業主以外の者の行う」に改め、同項第三号イ(1)を次のように改める。

(1)　対象職業訓練（対象高度化職業訓練、対象新分野職業訓練又は対象実践的職業訓練をいう。以下この号において同じ。）（当該中小企業者が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費、対象職業訓練（当該中小企業者が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料並びに対象高度化職業訓練（熟練技能等を習得させるための職業訓練に限る。）又は対象実践的職業訓練（実習に限る。）の運営に要した経費（当該職業訓練に必要な講師の謝金に限る。）の合計額の二分の一の額（その額が、当該対象職業訓練を受けた被保険者等一人につき、次の(i)及び(ii)に掲げる一の対象職業訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)及び(ii)に定める額を超えるときは、当該定める額）

(i)　六百時間未満　十万円

(ii)　六百時間以上　二十万円

第百二十五条第五項第三号イ(2)及び(3)を削り、同イ(4)中「に相当する額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額」を削り、同(4)を同イ(2)とし、同号ロ(1)を次のように改める。

(1)　その雇用する被保険者に対して負担した当該職業訓練等に係る自発的職業能力開発経費の二分の一の額（その額が、当該職業訓練等を受けた被保険者一人につき、次の(i)及び(ii)に掲げる一の職業訓練等の実施時間数の区分に応じ、当該(i)及び(ii)に定める額を超えるときは、当該定める額）

(i)　六百時間未満　十万円

(ii)　六百時間以上　二十万円

第百二十五条第五項第三号ロ(2)中「に相当する額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とし、同項を次のように改める。

4　一の年間職業能力開発計画に基づく一の事業所に係る訓練等支援給付金の額が、次のいずれかに掲げる場合において、それぞれ次に定める額を超えるときは、第二項の規定にかかわらず、次に定める額を当該事業所に係る事業主に対して、支給するものとする。

一　被保険者に対象職業訓練を受けさせる場合又は対象短時間等労働者に対象短時間等職業訓練を受けさせる場合であつて、当該対象職業訓練又は対象短時間等職業訓練が認定訓練である場合　一千万円

二　被保険者等に対象認定実習併用職業訓練を受けさせる場合　一千万円

三　その他の場合　五百万円

第百二十五条第七項を削り、同条第八項中「厚生労働大臣の定める期間内における」を「一の年間職業能力開発計画に基づく」に、「、厚生労働大臣の定める額」を「五百万円」に、「第五項」を「第三項」に、「その定める額」を「五百万円」に改め、同項を同条第五項とする。

第百三十八条第五号を次のように改める。

五　公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校が行う職業訓練又は指導員訓練（以下この号及び附則第十七条の七第二号において「職業訓練等」という。）を受けることが困難な者が当該職業訓練等を受けるために必要な資金の貸付けに係る保証を行う一般社団法人又は一般財団法人に対して、当該保証に要する経費の一部補助を行うこと。

第百三十八条の二第二項中「第百十八条第十一項」を「第百十八条第七項」に改める。

第百三十九条第一項中「三百人」を「百人」に改める。

第百三十九条の二第一項中「第二十一条第一項に規定する第一種建設教育訓練助成金を除く。、建設事業主雇用改善推進助成金、建設事業主団体雇用改善推進助成金若しくは建設業人材育成支援助成金」を「第二十一条第二項第二号イの場合を除く。若しくは建設雇用改善推進助成金」に改め、同条第二項中「高年齢者雇用モデル企業助成金」を「高年齢者職域拡大等助成金」に、「、緊急就職支援者雇用開発助成金」、「、地域求職者雇用奨励金」及び「、雇用創造先導的創業等奨励金、地域貢献活動雇用拡大助成金」を削り、「介護基盤人材確保等助成金、介護雇用管理制度等導入奨励金、介護未経験者確保等助成金、介護労働者設備等整備モデル奨励金」を「介護労働者設備等導入奨励金」に、「事業協同組合等雇用促進事業助成金若しくは精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第七項第一号」を「精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第六項第一号」に改め、「事業主に係るものに限る。）」の下に「若しくは職場支援従事者配置助成金（同条第七項第一号ロに規定する職場支援従事者の雇入れに係るものに限る。）」を加え、「、地域雇用開発能力開発助成金」を削り、「建設事業主雇用改善推進助成金」を「建設雇用改善推進助成金」に改め、同項を同条第四項とする。

第百三十九条の三及び第百三十九条の四中「第百二十五条第二項から第五項まで（附則第十七条の七第一項から第四項までの規定により適用される場合を含む。）」を「第百二十五条第二項及び第三項」に改め、「、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金」を削る。